【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成27年4月30日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス

(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

(Nomura Global Select Trust)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド 100億米ドル(1兆1,927億円)を上限とします。

( )豪ドル・マネー・マーケット・ファンド 100億豪ドル(9,317億円)を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、平成27年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売 買相場の仲値(1米ドル=119.27円)によります。以下、別段の表示がない限り、米ドルの金額表示 はすべてこれによります。

(注2)豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成27年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売 買相場の仲値(1豪ドル=93.17円)によります。以下、別段の表示がない限り、豪ドルの金額表示 はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月30日付で半期報告書を提出したこと、および平成27年1月30日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

# 2【訂正の内容】

(1) 半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届と	出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 ( ) 資本金の額	4	管理会社の概況	(1)資本金の額	更新
	(1)投資状況			(1)投資状況	更新
5 運用状況	(3)運用実績	1	ファンドの運用状況	(2) 運用実績	追加または 更新
	(4)販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		E	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	7	3 ファンドの経理状況		追加	
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1)資本金の額	4	管理会社の概況	(1)資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業				(2)事業の内容及び営 業の状況	更新
5 その他	(3)訴訟事件その他の 重要事項	4	管理会社の概況	(3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。(「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。)

次へ

## 1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.) (以下「管理会社」といいます。)が管理するノムラ・グローバル・セレクト・トラスト (Nomura Global Select Trust) (以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドであるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンド(以下総称して「ファンド」といいます。)の運用状況は次のとおりです。

## (1)投資状況

資産別および地域別の投資状況

<u>U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド</u>

(2015年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
預金証書	イギリス	50,978,669	12.65
	アメリカ合衆国	38,500,000	9.55
	オーストラリア	29,489,340	7.32
	香港	8,496,036	2.11
	オランダ	7,497,505	1.86
	シンガポール	3,999,923	0.99
	小計	138,961,473	34.48
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	48,979,882	12.15
	オーストラリア	24,489,474	6.08
	オランダ	17,999,521	4.47
	ベルギー	16,991,463	4.22
	シンガポール	16,990,736	4.22
	フィンランド	4,996,891	1.24
	イギリス	3,999,861	0.99
	小計	134,447,828	33.36
变動利付債	イギリス	59,297,798	14.71
	小計	59,297,798	14.71
確定利付債	イギリス	4,000,000	0.99
	小計	4,000,000	0.99
合計		336,707,099	83.54
現金その他の資産		66,360,940	16.46
総計(純資産総額)		403,068,040 (約48,074百万円)	100.00

- (注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。
- (注2)米ドルの円貨換算は、便宜上、2015年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル=119.27円)によります。
- (注3)豪ドルの円貨換算は、便宜上、2015年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=93.17円)によります。
- (注4)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨 五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

# 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

# (2015年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	4,967,015	12.69
	フランス	4,965,947	12.69
	シンガポール	3,493,848	8.93
	オランダ	992,561	2.54
	小計	14,419,371	36.85
預金証書	オーストラリア	3,988,067	10.19
	イギリス	997,512	2.55
	香港	994,842	2.54
	小計	5,980,422	15.28
变動利付債	イギリス	4,000,000	10.22
	オーストラリア	2,500,000	6.39
	小計	6,500,000	16.61
確定利付債	イギリス	1,016,531	2.60
	小計	1,016,531	2.60
合計		27,916,324	71.33
現金その他の資産(負債	責控除後)	11,218,687	28.67
総計 (純資産総額)	)	39,135,010 (約3,646百万円)	100.00

# (2)運用実績

## 純資産の推移

2014年3月1日から2015年2月末日までの各月末の純資産の推移は次のとおりです。

<u>U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド</u>

	純資産総額		1 口当りの	純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2014年 3 月末日	342,126	40,805	0.01	1.19
4月末日	349,841	41,726	0.01	1.19
5月末日	354,857	42,324	0.01	1.19
6月末日	352,913	42,092	0.01	1.19
7月末日	361,861	43,159	0.01	1.19
8月末日	366,516	43,714	0.01	1.19
9月末日	366,628	43,728	0.01	1.19
10月末日	376,763	44,937	0.01	1.19
11月末日	377,343	45,006	0.01	1.19
12月末日	380,475	45,379	0.01	1.19
2015年 1 月末日	395,624	47,186	0.01	1.19
2月末日	403,068	48,074	0.01	1.19

# 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1 口当りの	純資産価格
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
2014年 3 月末日	34,471	3,212	0.01	0.93
4月末日	35,106	3,271	0.01	0.93
5月末日	35,417	3,300	0.01	0.93
6月末日	35,376	3,296	0.01	0.93
7月末日	34,780	3,240	0.01	0.93
8月末日	34,700	3,233	0.01	0.93
9月末日	34,693	3,232	0.01	0.93
10月末日	35,325	3,291	0.01	0.93
11月末日	34,683	3,231	0.01	0.93
12月末日	35,657	3,322	0.01	0.93
2015年 1 月末日	37,654	3,508	0.01	0.93
2月末日	39,135	3,646	0.01	0.93

## 分配の推移

2015年2月末日前1年間における分配の推移は次のとおりです。

# <u>U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド</u>

	1万口当りの分配金	
	米ドル	Ħ
2014年 3 月	0.01682	2.01
4月	0.01600	1.91
5月	0.01660	1.98
6月	0.01582	1.89
7月	0.01682	2.01
8月	0.01752	2.09
9月	0.01685	2.01
10月	0.01714	2.04
11月	0.01650	1.97
12月	0.01738	2.07
2015年 1 月	0.01805	2.15
2月	0.01749	2.09

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

3K 1 /V (*/* (	1 万口当りの分配金	
	豪ドル	円
2014年 3 月	0.15904	14.82
4月	0.15436	14.38
5月	0.16132	15.03
6月	0.16093	14.99
7月	0.16608	15.47
8月	0.16843	15.69
9月	0.16440	15.32
10月	0.16891	15.74
11月	0.16386	15.27
12月	0.17370	16.18
2015年 1 月	0.17627	16.42
2月	0.14375	13.39

## 収益率の推移

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

計算期間	収益率 (注)
2014年 3 月 1 日から2015年 2 月28日まで	0.20%

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

計算期間	収益率 (注)
2014年3月1日から2015年2月28日まで	1.96%

## (注)収益率(%)=100×(a-b)/b

- a = 当該期間最終日の1口当り純資産価格+当該期間の分配金の合計額
- b = 当該期間の直前の日の1口当り純資産価格

## <参考情報>

# 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移(2015年2月末日現在)



# 2 販売及び買戻しの実績

2014年 3 月 1 日から2015年 2 月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2015年 2 月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

# <u>U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド</u>

販売口数	買戻口数	発行済口数
35,852,890,241	29,564,013,637	40,306,803,960
(35,852,890,241)	(29,564,013,637)	(40,306,803,960)

# 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,176,869,096	1,613,969,661	3,913,501,045
(2,176,869,096)	(1,613,969,661)	(3,913,501,045)

(注)( )の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

次へ

## 3 ファンドの経理状況

- a.ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国 監査法人等をいう。)の監査を受けていません。
- c.ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび豪ドルで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年2月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=119.27円、1豪ドル=93.17円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1)資産及び負債の状況

# 結合純資産計算書 2015年 1 月31日現在

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -

		U . S . ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ネー・ ファンド
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券(注2)	311,735,021	37,180,636	26,922,064	2,508,329
銀行預金	277,928	33,148	113,136	10,541
定期預金	84,115,000	10,032,396	10,704,000	997,292
未収収益	41,909	4,998	26,126	2,434
預金利息	304	36	721	67
設立費	0	0	21,983	2,048
その他の資産	0	0	970	90
資産合計	396,170,162	47,251,215	37,789,000	3,520,801
負債				
未払費用(注7)	258,747	30,861	67,651	6,303
受益者への未払分配金	159,051	18,970	67,687	6,306
その他の負債	128,029	15,270	0	0
負債合計	545,827	65,101	135,338	12,609
純資産	395,624,335	47,186,114	37,653,662	3,508,192
発行済受益証券数	39,562,433,465 🏻		3,765,366,238 □	
1 口当り純資産価格	0.01米ドル	1.19円	0.01豪ドル	0.93円

添付の注記は当財務書類の一部である。

# 結合純資産計算書 (続き)

	結合	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券(注2)	333,245,741	39,746,220
銀行預金	368,324	43,930
定期預金	92,667,492	11,052,452
未収収益	62,784	7,488
預金利息	880	105
設立費	17,564	2,095
その他の資産	775	92
資産合計	426,363,560	50,852,382
負債		
未払費用(注7)	312,800	37,308
受益者への未払分配金	213,133	25,420
その他の負債	128,029	15,270
負債合計	653,962	77,998
純資産	425,709,598	50,774,384

# 結合発行済受益証券数変動表 2015年1月31日に終了した期間

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -

	U . S . ドル・マネー・ マーケット・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド
	(口数)	(口数)
期首現在発行済受益証券数	36,186,105,809	3,477,956,858
発行受益証券数	20,822,659,305	1,099,005,920
買戾受益証券数	(17,446,331,649)	(811,596,540)
期末現在発行済受益証券数	39,562,433,465	3,765,366,238

添付の注記は当財務書類の一部である。

# ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト 中間財務書類に対する注記 2015年 1月31日に終了した期間

## 注1-組織

## トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託 (fonds commun de placement à compartiments multiples) としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレク ト・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社(société anonyme) でありルクセンブルグ大公国に登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以 下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、証券およ びその他の資産(以下「証券」という。)からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産およ び管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会(「取締役会」)がクラス毎に決め た投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」と して言及される。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(「2010年法」)のパート の規定に準 ずる投資信託として適格性を有しており、また2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律 (「2013年法」)の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することがで きる。

#### ファンド

本書の日付現在、当トラストには、無期限の存続期間で設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U. S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケッ ト・ファンドの二つのファンド(個々を「ファンド」という。)が存在する。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、市場金利に沿った安定した収益を追求することであ る。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建ておよび豪ドル建ての短期金融商品に分散して投資 することにより、この投資目的の達成を目指す。

## 注2-重要な会計方針

トラストは、それぞれの通貨で各ファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。 財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

## 投資有価証券

短期金融商品およびその他の金融証書は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価 し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で 償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に 証券が売却された場合当該ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。

当該ファンドの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との 間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討され る。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると判定される場合に は、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによる各ファンド の発行済受益証券数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益もしくは損失を 実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却、またはポートフォリオの平均満期の短縮化、分配の停止、または入 手可能な市場相場を用いた1口当り純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

## 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日(購入または売却の注文が実行される日)に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合に は、トラストは収益を計上しない。

## 外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債ならびに証券の時価は、純資産計算書の日付現在の実勢為替 レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換 算されている。

米ドル建ての結合財務書類の作成に関して、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、期末現在の実勢為替レー トで換算されている。

2015年1月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1米ドル=1.25157豪ドル

#### 純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格 は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益 証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク (ルクセンブルグ)エス・エーは、ルクセンブルグ時間の午後 6 時時点に管理会社および保管受託銀行 の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当り の日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

#### 注3 - 管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に 後払いで受領する権利を有する。

年率0.01%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7 日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

7日間平均利回り	管理報酬
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、 ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段 階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	管理報酬
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0%および豪ドル・マネー・マー ケット・ファンドに関して0.010%であった。

各ファンドの投資運用会社は、当該四半期中のかかるファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資運用報酬を、当 該ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.15%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンド の7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

7日間平均利回り	投資運用報酬
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	投資運用報酬
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年 1 月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して 0 %および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して 0.15%であった。

#### 注4 - 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬 および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から 実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

7日間平均利回り	保管報酬および管理事務代行報酬
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	保管報酬および管理事務代行報酬
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年 1 月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して 0 %および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.070%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、当該ファンドが負担する。

# 注 5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.08%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

7日間平均利回り 代行協会員報酬

0.30%未満となった場合 0.064%

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	代行協会員報酬
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年 1月31日現在、年率は、U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して 0 %および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して 0.080%であった。

## 注6-販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中のファンドの日々の 平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年 1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して 0% および豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して 0.35% であった。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -

	U . S . ドル・ マネー・マーケット ・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
投資運用報酬	0	13,384	10,694
代行協会員報酬・販売会社報酬	0	38,368	30,656
管理事務代行報酬	0	2,677	2,139
保管報酬	0	3,569	2,852
管理報酬	0	892	713
海外登録費用	223,026	5,085	227,089
専門家報酬	20,615	1,407	21,739
印刷費・公告費	1,099	191	1,252
年次税	14,007	1,267	15,019
その他の費用	0	811	647
	258,747	67,651	312,800

## 注8 - 税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

#### 注9 - 分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券1口当り純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2015年1月31日に終了した期間中に、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ385,479米ドルおよび355,308豪ドルの分配金を支払った。

## 注10 - 税引後のトラストの当期実績

2015年1月31日に終了した期間の税引後のU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの当期実績は、385,479米ドルの利益であった。注9で開示されているように、ファンドから受益者に対して385,479米ドルの分配が行われた。

2015年1月31日に終了した期間の税引後の豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの当期実績は、355,308豪ドルの利益であった。注9で開示されているように、ファンドから受益者に対して355,308豪ドルの分配が行われた。

## 注11 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2015年1月31日に終了した期間中に、投資有価証券の 売買に関して、トラストが計上した取引費用はなかった。

# (2)投資有価証券明細表等

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表 2015年1月31日現在 (米ドル(USD)で表示)

通貨	額面価額(1)		取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
		公認の証券取引所への上場を認可さ	れた譲渡性のある証	券	
	変動利付債	オーストラリア			
USD	7,400,000	WESTPAC BANKING FRN 28/05/15	7,398,520	7,399,522	1.87
			7,398,520	7,399,522	1.87
		オーストラリア合計	7,398,520	7,399,522	1.87
	変動利付債	シンガポール			
USD	10,000,000	DBS BANK LTD FRN 14/04/15	9,997,976	9,999,589	2.53
USD	7,400,000	UNITED OVERSEAS BK FRN 17/06/15	7,400,000	7,400,000	1.87
			17,397,976	17,399,589	4.40
		シンガポール合計	17,397,976	17,399,589	4.40
		公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券合計	24,796,496	24,799,111	6.27
		他の規制ある市場で取引されてい	る譲渡性のある証券	ŧ	
		オーストラリア			
	預金証書				
USD	8,500,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 30/03/15	8,494,417	8,496,380	2.15
USD	7,500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 25/02/15	7,495,020	7,498,593	1.90
USD	7,500,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 20/04/15	7,494,941	7,495,503	1.89
		> 11 0 11 <sup>0</sup>	23,484,378	23,490,476	5.94
		ーシャル・ペーパー	0 404 470	0 405 500	0.44
USD	8,500,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 13/04/15	8,494,479	8,495,522	2.14
USD	8,500,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 22/04/15	8,494,479	8,494,969	2.14
USD	7,500,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 12/02/15	7,495,594	7,499,377	1.90
		オーストラリア合計	24,484,552 47,968,930	24,489,868	6.18
		ベルギー			•
	預金証書	. 777			
USD	7,500,000	BNP PARIBAS FORTIS CD 0% 18/02/15	7,495,786	7,499,130	1.90
			7,495,786	7,499,130	1.90
	ユーロ・コマ・	ーシャル・ペーパー			
USD	8,500,000	SUMITOMO MIT BKNG BRUS CP 22/04/15	8,494,266	8,494,776	2.14
			8,494,266	8,494,776	2.14
		ベルギー合計	15,990,052	15,993,906	4.04

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
		他の規制ある市場で取引されている譲	<b>譲渡性のある証券(続</b>	き)	
		フィンランド			
	ユーロ・コマ-	ーシャル・ペーパー			
USD	5,000,000	POHJOLA BANK PLC CP 17/02/15	4,996,680	4,999,350	1.26
			4,996,680	4,999,350	1.26
		フィンランド合計	4,996,680	4,999,350	1.26
		フランス			
	ユーロ・コマ-	ーシャル・ペーパー			
USD	8,500,000	NATIXIS CP 10/03/15	8,494,690	8,497,700	2.15
USD	7,500,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 02/02/15	7,496,327	7,499,869	1.90
USD	7,500,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 17/02/15	7,495,648	7,499,175	1.90
USD	7,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 10/03/15	7,495,503	7,498,051	1.90
USD	7,500,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 10/03/15	7,495,503	7,498,051	1.90
			38,477,671	38,492,846	9.75
		フランス合計	38,477,671	38,492,846	9.75
		香港			
	預金証書				
USD	8,500,000	MIZUHO BK HK CD 0% 28/04/15	8,494,054	8,494,186	2.14
			8,494,054	8,494,186	2.14
		香港合計	8,494,054	8,494,186	2.14
		日本			
	預金証書				
USD	8,000,000	商工組合中央金庫 CD 0.3% 23/03/15	8,000,000	8,000,000	2.02
USD	7,500,000	千葉銀行ニューヨーク支店 CD 0.26% 30/01/15	7,500,000	7,500,000	1.90
			15,500,000	15,500,000	3.92
		日本合計	15,500,000	15,500,000	3.92
		オランダ			
	預金証書				
USD	7,500,000	ABN AMRO BANK NV CD 0% 15/04/15	7,495,222	7,496,018	1.89
			7,495,222	7,496,018	1.89
		ーシャル・ペーパー			
USD	10,000,000	BMW FINANCE NV CP 04/03/15	9,994,253	9,997,894	2.53
USD	8,000,000	BMW FINANCE NV CP 02/03/15	7,996,109	7,998,347	2.02
			17,990,362	17,996,241	4.55
		オランダ合計	25,485,584	25,492,259	6.44

	額面価額(1)	<b>銘柄</b> 	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
		他の規制ある市場で取引されている語	<b>譲渡性のある証券</b> (綅	<b>売き</b> )	
		シンガポール			
:	預金証書				
USD	7,500,000	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 17/02/15	7,495,550	7,499,157	1.90
USD	4,000,000	SUMITOMO MITSUI SING CD 0% 02/03/15	3,997,701	3,999,208	1.01
			11,493,251	11,498,365	2.91
	ユーロ・コマ・	ーシャル・ペーパー			
USD	7,500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 17/02/15	7,495,055	7,499,063	1.90
			7,495,055	7,499,063	1.90
	変動利付債				
USD	8,000,000	OCBC SG FRN 09/01/16	8,000,000	8,000,000	2.02
USD	7,500,000	DBS BANK LTD FRN 12/08/15	7,500,000	7,500,000	1.90
			15,500,000	15,500,000	3.92
		シンガポール合計	34,488,306	34,497,428	8.73
		イギリス			
	預金証書				
USD	8,500,000	NOR INCHUKIN BK LDN CD 0% 31/03/15	8,493,925	8,496,461	2.15
USD	8,500,000	MITSUB UJF TR&BK LDN CD 0% 7/04/15	8,494,267	8,495,732	2.15
USD	8,500,000	SUMIT MITSUI TST BK CD 0% 09/04/15	8,494,372	8,495,686	2.14
USD	7,500,000	SUMIT MITSUI TST BK CD 0% 09/02/15	7,493,105	7,499,448	1.90
			32,975,669	32,987,327	8.34
	ユーロ・コマ・	ーシャル・ペーパー			
USD	4,000,000	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 04/03/15	3,996,669	3,999,084	1.01
			3,996,669	3,999,084	1.01
;	確定利付債				
USD	4,000,000	MITSUBISHI CORP FIN 0.235% 11/03/15	4,000,000	4,000,000	1.01
			4,000,000	4,000,000	1.01
		イギリス合計	40,972,338	40,986,411	10.36
		アメリカ合衆国			
:	預金証書				
USD	8,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.29% 14/04/15	8,500,000	8,500,000	2.15
USD	8,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.3% 30/04/15	8,500,000	8,500,000	2.15
USD	6,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.31% 26/02/15	6,000,716	6,000,179	1.52
USD	5,000,000	GUNMA BANK LTD NY CD 0.32% 23/04/15	5,000,000	5,000,000	1.26
USD	5,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.23% 19/02/15	5,000,000	5,000,000	1.26
			33,000,716	33,000,179	8.34
		アメリカ合衆国合計	33,000,716	33,000,179	8.34
		他の規制ある市場で取引されている			
		譲渡性のある証券合計	265,374,331	265,436,909	67.10

通貨	額面価額(1)	ューニー	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)			
	最近発行された譲渡性のある証券							
	オーストラリア							
	変動利付債							
USD	7,500,000	NATIONAL AUST BK FRN 18/09/15	7,498,500	7,499,051	1.90			
USD	7,000,000	NAB LONDON FRN 19/02/15	7,000,000	7,000,000	1.77			
			14,498,500	14,499,051	3.67			
		オーストラリア合計	14,498,500	14,499,051	3.67			
		シンガポール						
	変動利付債							
USD	7,000,000	DBS BANK LTD FRN 25/02/15	6,999,300	6,999,950	1.76			
			6,999,300	6,999,950	1.76			
		シンガポール合計	6,999,300	6,999,950	1.76			
		最近発行された譲渡性のある証券合計	21,497,800	21,499,001	5.43			
	投資有価証券部	<b></b>	311,668,627	311,735,021	78.80			

# (1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

# ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド 投資有価証券の業種別および地域別分布表 2015年 1 月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	17.66
	17.66
ベルギー	
金融	4.04
¬ = !*	4.04
フィンランド 金融	1.26
並開業	1.26
フランス	
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9.75
	9.75
香港	
金融	2.14
	2.14
日本 金融	3.92
<b>立</b> 左 伊塔	3.92
オランダ	
金融	6.44
	6.44
シンガポール	
金融	14.89
( ± 1 =	14.89
イギリス 金融	10.26
<b>並</b>	10.36 10.36
アメリカ合衆国	
金融	8.34
	8.34
投資合計	78.80

# ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド<br/>投資有価証券明細表<br/>2015年 1 月31日現在<br/>(豪ドル ( AUD ) で表示 )

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
		公認の証券取引所への上場を認可さ	れた譲渡性のある証	券	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	オーストラリア			
AUD	変動利付債 1,000,000	ANZ BANKING FRN 30/10/15	1,000,000	1,000,000	2.66
			1,000,000	1,000,000	2.66
		オーストラリア合計	1,000,000	1,000,000	2.66
	変動利付債	ルクセンブルグ			
AUD	1,000,000	BCEE FRN 02/09/15	1,000,000	1,000,000	2.66
			1,000,000	1,000,000	2.66
		ルクセンブルグ合計	1,000,000	1,000,000	2.66
	亦乱到什害	シンガポール			
AUD	変動利付債 1,000,000	DBS BANK LTD FRN 20/05/15	1,000,000	1,000,000	2.66
AUD	1,000,000	DB3 BANK ETD FRIN 20/03/13	1,000,000	1,000,000	2.66
		シンガポール合計	1,000,000	1,000,000	2.66
		公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券合計	3,000,000	3,000,000	7.98
		他の規制ある市場で取引されてい	 る譲渡性のある証券		
	預金証書	オーストラリア			
AUD	1,000,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 17/02/15	992,895	998,610	2.65
AUD	1,000,000	BANK TOKYO MITS AUST CD 0% 02/03/15	993,098	997,623	2.65
AUD	1,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 23/03/15	993,169	995,940	2.64
	.,000,000	00	2,979,162	2,992,173	7.94
	ユーロ・コマ・	ーシャル・ペーパー	, ,	, ,	
AUD	1,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 05/02/15	991,131	999,549	2.65
AUD	1,000,000	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 17/02/15	997,410	998,629	2.65
AUD	1,000,000	ING BANK NV SYDNEY CP 05/03/15	993,147	997,411	2.65
AUD	1,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BK CP 22/06/15	985,993	988,994	2.63
AUD	1,000,000	RABOBANK NED AUST CP 29/07/15	986,607	986,681	2.62
			4,954,288	4,971,264	13.20
	変動利付債				
AUD	1,000,000	CBA FRN 08/07/15	1,000,000	1,000,000	2.66
AUD	500,000	NAB FRN 08/10/15	500,000	500,000	1.33
			1,500,000	1,500,000	3.99
		オーストラリア合計	9,433,450	9,463,437	25.13

通貨	額面価額(1)	<b>銘柄</b>	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)
		他の規制ある市場で取引されている	譲渡性のある証券(続	き)	
		フランス			
	ユーロ・コマ-	ーシャル・ペーパー			
AUD	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 30/01/15	997,594	1,000,000	2.66
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 09/02/15	997,562	999,214	2.65
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 09/02/15	992,588	999,211	2.65
AUD	1,000,000	AGENCE CENT ORGAN I SMES CP 19/02/15	992,752	998,424	2.65
AUD	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 23/03/15	992,897	995,941	2.64
AUD	1,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 23/03/15	992,735	995,849	2.64
			5,966,128	5,988,639	15.89
		フランス合計	5,966,128	5,988,639	15.89
		香港			
	預金証書				
AUD	1,000,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 23/2/15	995,089	998,129	2.65
			995,089	998,129	2.65
		香港合計	995,089	998,129	2.65
		オランダ			
	ユーロ・コマ-	-シャル・ペーパー			
AUD	1,000,000	BANK NEDERLAND GEEMENT CP 04/06/15	986,042	990,413	2.63
			986,042	990,413	2.63
		オランダ合計	986,042	990,413	2.63
		シンガポール			
	ユーロ・コマ-	-シャル・ペーパー			
AUD	1,500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 18/03/15	1,489,351	1,494,439	3.97
AUD	1,000,000	TEMASEK FINANCIAL II CP 10/03/15	992,895	996,988	2.65
AUD	1,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 07/04/15	992,795	994,753	2.64
			3,475,041	3,486,180	9.26
		シンガポール合計	3,475,041	3,486,180	9.26
	ᅏᄼᅪ	イギリス			
AUD	預金証書 1,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 30/03/15	992,698	995,266	2.64
			992,698	995,266	2.64
		イギリス合計	992,698	995,266	2.64
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	21,848,448	21,922,064	58.20

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占め る割合(%)			
	最近発行された譲渡性のある証券							
3	变動利付債	オーストラリア						
AUD	1,000,000	WESTPAC BANKING FRN 14/07/15	1,000,000	1,000,000	2.66			
AUD	1,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 28/05/15	1,000,000	1,000,000	2.66			
			2,000,000	2,000,000	5.32			
		オーストラリア合計	2,000,000	2,000,000	5.32			
		最近発行された譲渡性のある証券合計	2,000,000	2,000,000	5.32			
<b>ž</b>	投資有価証券部	計	26,848,448	26,922,064	71.50			

# (1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

# ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド 投資有価証券の業種別および地域別分布表 2015年 1 月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	33.11
	33.11
フランス	
金融	15.89
	15.89
香港	
金融	2.65
	2.65
ルクセンブルグ	
金融	2.66
	2.66
オランダ	
金融	2.63
シンガポール	2.63
金融	11.92
312 IOA	11.92
イギリス	
金融	2.64
	2.64
投資合計	71.50

<u>次へ</u>

## 4 管理会社の概況

## (1)資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約5,012万円)で、2015年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約334万円)の記名株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2015年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=133.65円)によります。

#### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日にルクセンブルグの「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款(2014年2月14日付で改訂済)は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課(同課にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国エスペランジュガスペリッシュ通り33番A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ルクセンブルグの国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンドの運用会社に関する2011年6月8日付欧州 議会および理事会通達2011/61/EUの規定(以下「AIFMD」といいます。)で言うところのオルタナティブ投資 ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法 律(以下「2013年法」といいます。)第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及 びその他の業務を行うこと。
- ・投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)第125 2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。管理会社は、2013年法に従うオルタナティブ投資運用会社として認可されています。

管理会社は、ファンドの投資運用業務をファンドの投資運用会社であるノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク (ルクセンブルグ)エス・エーに委託しています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

管理会社は、2015年2月末日現在、以下の投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約2.1 兆円です。

なお、以下の投資信託はすべて、契約型オープン・エンド型です。また純資産総額は、別段の記載がない限り、2015年 2月末日現在の数値です。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,675,260,306.39米ドル
		1	286,341,967.53ユーロ
		2	3,050,736,087.06豪ドル
		1	130,773,226.59カナダ・ドル
		1	681,895,074.69ニュージーランド・ドル
		1	69,103,258.16英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,717,619,060.13米ドル
		7	169,080,499.55ユーロ
		13	512,275,745,737.01円
		9	920,777,528.19豪ドル
		4	51,572,146.93カナダ・ドル
		5	349,286,878.56ニュージーランド・ドル
		3	22,145,237.08英ポンド
ケイマン	その他	20	1,000,708,186.02米ドル
		1	328,788,711.45南アフリカ・ランド
		1	19,311,469.99ユーロ
		29	41,373,233,116.80円
		7	817,103,344.62豪ドル
		3	239,401,938.82ニュージーランド・ドル
É	計	127	

## (3)その他

本書提出前6ヶ月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はあ りません。

<u>次へ</u>

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

## (2) その他の訂正

下線または傍線部分は訂正箇所を示します。

## 第一部 証券情報

<訂正前>

(8)申込取扱場所

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド: (前略)

岡地証券株式会社(注1)

愛知県名古屋市中区栄3-7-26

ホームページ: http://www.okachi-sec.co.jp (中略)

二浪証券株式会社

愛媛県松山市大街道2丁目6-1

ホームページ: http://www.futanami-sec.co.jp

丸三証券株式会社

東京都千代田区麹町3-3-6

ホームページ: http://www.marusan-sec.co.jp

(中略)

(注1) <u>岡地証券株式会社におけるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの申込み</u> の取扱いは、平成27年2月1日に開始されます。

(中略)

## (12)その他

#### (2) 引受等の概要

- ( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるアメリカMMFファンド証券の販売および買戻しに関する契約(野村證券株式会社については平成16年6月7日付 (( )平成19年4月2日付変更契約および( )平成26年12月12日付修正・再録受益証券販売・買戻契約により変更済)、ふくおか証券株式会社については平成17年4月12日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、二浪証券株式会社については平成18年1月13日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、日本アジア証券株式会社については平成19年3月30日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、スパークス・アセット・マネジメント株式会社については平成19年6月8日付、いよぎん証券株式会社については平成25年3月25日付、光証券株式会社については平成25年12月20日付、八十二証券株式会社および八幡証券株式会社については平成26年3月25日付、元証券株式会社については平成25年12月20日付、八十二証券株式会社および八幡証券株式会社については平成26年12月19日、それ以外の販売会社については平成15年12月12日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済))に基づきそれぞれアメリカMMFファンド証券の募集を行います。
- ( )豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるオーストラリアMMFファンド証券の販売および買戻しに関する契約(いちよし証券会社については平成25年3月28日付、いよぎん証券株式会社については平成25年3月25日付、髙木証券株式会社については平成25年3月26日付、野村證券株式会社については平成25年3月28日付(平成26年12月12日付修正・再録受益証券販売・買戻契約により変更済)、ひろぎんウツミ屋証券株式会社については平成25年12月20日付、八十二証券株式会社および八幡証券株式会社については平成26年3月20日付)に基づきそれぞれオーストラリアMMFファンド証券の募集を行います。

(後略)

<訂正後>

(8)申込取扱場所

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド: (前略)

岡地証券株式会社

愛知県名古屋市中区栄3-7-26

ホームページ: http://www.okachi-sec.co.jp

(中略)

丸三証券株式会社

東京都千代田区麹町3-3-6

ホームページ: http://www.marusan-sec.co.jp

EDINET提出書類

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

(中略)

(注1) <u>U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの販売会社であった二浪証券株式会社は、平成27年4月20日付受益証券販売・買戻契約終了契約書により、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の販売業務および買戻しの取次業務を終了しました。</u>

(中略)

## (12)その他

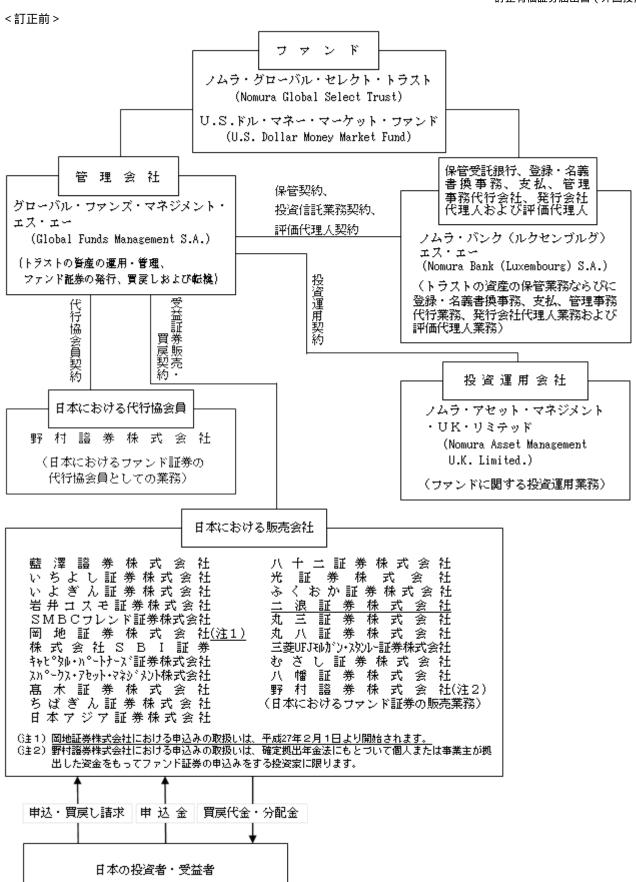
- (2) 引受等の概要
  - ( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるアメリカMMFファンド証券の販売および買戻しに関する契約(野村證券株式会社については平成26年12月12日付、ふくおか証券株式会社については平成17年4月12日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、日本アジア証券株式会社については平成19年3月30日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、スパークス・アセット・マネジメント株式会社については平成19年6月8日付、いよぎん証券株式会社については平成25年3月25日付、光証券株式会社については平成25年12月20日付、八十二証券株式会社および八幡証券株式会社については平成26年3月20日付、岡地証券株式会社については平成26年12月19日、それ以外の販売会社については平成15年12月12日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済))に基づきそれぞれアメリカMMFファンド証券の募集を行います。
    - (注) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの販売会社であった二浪証券株式会社は、平成27年4月20日付受益証券販売・買 戻契約終了契約書により、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の販売業務および買戻しの取次業務を終了 しました。
  - ( )豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるオーストラリアMMFファンド証券の販売および買戻しに関する契約(いちよし証券会社については平成25年3月28日付、いよぎん証券株式会社については平成25年3月25日付、髙木証券株式会社については平成25年3月26日付、野村證券株式会社については平成26年12月12日付、ひろぎんウツミ屋証券株式会社については平成25年12月20日付、八十二証券株式会社および八幡証券株式会社については平成26年3月20日付)に基づきそれぞれオーストラリアMMFファンド証券の募集を行います。

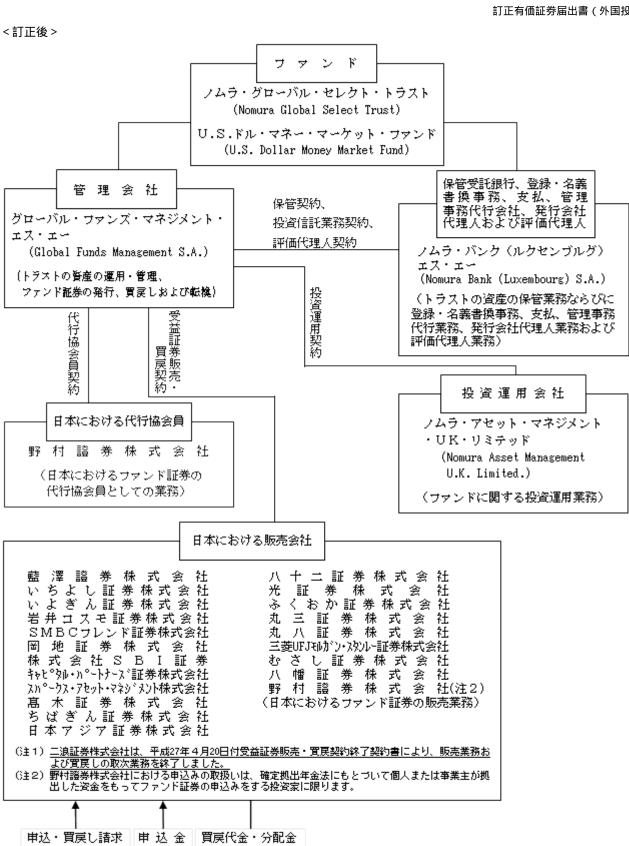
(後略)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

第二部 ファンド情報第1 ファンドの状況

- 1 ファンドの性格
  - (3)ファンドの仕組み ファンドの仕組み
    - ( ) U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド





日本の投資者・受益者

## 3 投資リスク

## <参考情報>

## <訂正前>

#### ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

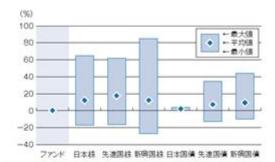
#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



2009/12 2010/12 2011/12 2012/12 2013/12

- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出したものです。2009年12月末を100として 指数化しております。
- 年間騰落率は、2009年12月~2014年11月の5年間の 各月末時点とその1年前における分配金再投資納資産価格を 比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米水ル建てで計算されています。 したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

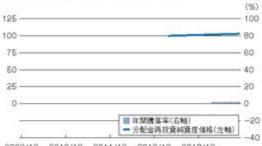
## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本様	先进国核	新興国林	日本国債	先进国债	新與国債
最大値(%)	0.21	65.0	61.8	84.9	3.8	34.9	44.1
最小值(%)	0.12	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均值(%)	0.17	12.3	17.7	123	2.1	7.3	9.5

- ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、2009年 12月~2014年11月の5年間の各月末時点とその1年前に おける数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



2009/12 2010/12 2011/12 2012/12 2019/12

- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出したものです。2013年4月23日を100として 指数化し、運用開始日の属する月末より表示しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、 2014年4月から2014年11月の各月末時点とその1年前に おける分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である源水ル建てで計算されています。
  したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



ファンド 日本様 先達国様 新興国様 日本国債 先達国債 新興国債

	ファンド	日本株	先进国株	新興團株	日本国債	先进国债	新興團債
最大值(%)	1.95	65.0	61.8	84.9	3.8	34.9	44.1
最小值(%)	1.91	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均值(%)	1.92	123	17.7	12.3	2.1	7.3	9.5

- 2009年12月~2014年11月の5年間(ファンドについては 2014年4月~2014年11月)の各月末時点の年間騰落率の 最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は、2009年12月~2014年 11月の5年間(ファンドについては2014年4月~2014年 11月)の各月末時点とその1年前における数値を比較して 算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

(後略)

#### <訂正後>

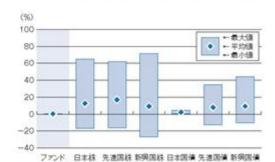
## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



- 分配金再投資舗資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出したものです。2010年3月末を100として指数化 しております。
- 年間騰落率は、2010年3月~2015年2月の5年間の各月 末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較 して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米がル建てで計算されています。 したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先进国林	新興国林	日本国債	先进围墙	新與国債
数大師(%)	0.21	65.0	61.8	71.3	4.3	34.9	44.1
数少值(%)	0.12	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均键(%)	0.17	125	16.9	9.2	2.2	7.8	9.3

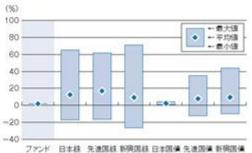
出所:Bloombers L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律 事務所が作成

- 2010年3月~2015年2月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、2010年 3月~2015年2月の5年間の各月末時点とその1年前における 数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



- 分配金再投資調資産価格は、税引前の分配金を再投資したと みなして算出したものです。2013年4月23日を100として 指数化し、運用開始日の属する月末より表示しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、 2014年4月から2015年2月の各月末時点とその1年前に おける分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である源小ル建てで計算されています。
  したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本語彙 先進語彙 新興国演 ファンド ロナ体 (年) 新聞体 (和開版) ロナ間様 (年) 新聞像 (年) 新聞像 (日)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新與国債
数大號(%)	1.97	65.0	61.8	71.3	4.3	34.9	44.1
数小链(%)	1.91	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-127	-10.1
平均線(%)	1.94	125	16.9	9.2	22	7.8	9.3

出別:Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを悪に盛・濱田松本法律 事務所が存成

- 2010年3月~2015年2月の5年間(ファンドについては 2014年4月~2015年2月)の各月末時点の年間騰落率の 最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は、2010年3月~2015年 2月の5年間(ファンドについては2014年4月~2015年2月) の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した ものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に 比較できるように作成したものです。

(後略)

## 4 手数料等及び税金

(3)管理報酬等

<訂正前>

(前略)

投資運用会社、代行協会員および/または日本における販売会社の報酬は、管理会社と、投資運用会社、代行協会員または日本における販売会社のうち該当する関係会社との合意により、ファンドの運用実績の向上または低下および金融市場の全般的状況を考慮して随時変更することができます。報酬の増額については、受益者に30日前に通知されるものとします。

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2014年11月末現在の報酬率は以下の通りです。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資運用会社、代行協会員および/または日本における販売会社の報酬は、管理会社と、投資運用会社、代行協会員または日本における販売会社のうち該当する関係会社との合意により、ファンドの運用実績の向上または低下および金融市場の全般的状況を考慮して随時変更することができます。報酬の増額については、受益者に30日前に通知されるものとします。

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2015年2月末現在の報酬率は以下の通りです。

(後略)

# (5)課税上の取扱い

<訂正前>

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(中略)

法人の益金不算入の適用は認められません。

- \_\_ ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人 の受益者の売買益については課税されません。
- \_\_ 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額(管理会社が算出します。)を上回る額は利子所得 とされ、分配金と同じ扱いとなります。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

(後略)

## <訂正後>

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(中略)

- \_\_ ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- \_\_ 償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額(管理会社が算出します。)を上回る額は利子所得 とされ、分配金と同じ扱いとなります。
- < 2016年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

2016年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなります。

- 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- \_\_\_\_日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ ます。\_\_\_\_\_

2016年1月1日以後 2038年1月1日以後

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(E14843) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

所得税	<u>15.315%</u>	<u>15%</u>	
住民税	<u>5 %</u>	<u>5 %</u>	
合計	20.315%	<u>20%</u>	

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(2016年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
<u>所得税</u>	<u>15.315%</u>	<u>15%</u>
住民税	<u>5 %</u>	<u>5 %</u>
<u>合計</u>	<u>20.315%</u>	<u>20%</u>

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、 と同様の取扱いとなりま す。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務 署長に提出されます。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

(後略)

# 第3 ファンドの経理状況

2 ファンドの現況

純資産額計算書

<訂正前>

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

		( <b></b>
	米ドル	千円 ( 、 を除く)
. 資産総額	377,862,147	44,674,642
. 負債総額	518,936	61,354
. 純資産総額 ( - )	377,343,212	44,613,288
. 発行済口数	37,734,321,154□	
. 1口当り純資産価格 ( / )	0.01	1.18円

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

	豪ドル	千円 ( 、 を除く)
. 資産総額	34,719,608	3,496,612
. 負債総額	36,717	3,698
. 純資産総額 ( - )	34,682,891	3,492,914
. 発行済口数	3,468,289,077□	
. 1口当り純資産価格 ( / )	0.01	1.01円

# <訂正後>

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2014年11月末日現在)

	米ドル	千円
		( 、 を除く)
. 資産総額	377,862,147	44,674,642
. 負債総額	518,936	61,354
. 純資産総額( - )	377,343,212	44,613,288
. 発行済口数	37,734,3	21,154 🗆
. 1口当り純資産価格 ( / )	0.01	1.18円

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2014年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=118.23円)によります。

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

## (2014年11月末日現在)

		( 1 ) ( 1 ) ( 1 )
	豪ドル	千円 ( 、 を除く)
. 資産総額	34,719,608	3,496,612
. 負債総額	36,717	3,698
. 純資産総額 ( - )	34,682,891	3,492,914
. 発行済口数	3,468,26	39,077□
. 1口当り純資産価格 ( / )	0.01	1.01円

(注)豪ドルの円貨換算は、便宜上、2014年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=100.71円)によります。

# 第三部 特別情報

- 第2 その他の関係法人の概況
  - 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

- 17. 二浪証券株式会社(日本における「販売会社」)
  - (1) 資本金の額

2014年11月末日現在、100百万円

(2) 事業の内容

1944年9月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

18.日本アジア証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

19. スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

20.いよぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

21. 光証券株式会社(日本における「販売会社」)

(山略)

22. ひろぎんウツミ屋証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

23.八幡証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

24.八十二証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

- 25. 岡地証券株式会社(日本における「販売会社」)
  - (1) 資本金の額

2014年11月末日現在、15億円

(2) 事業の内容

1948年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

岡地証券株式会社における申込みの取扱いは平成27年2月1日に開始する予定です。

## <訂正後>

(前略)

17. 日本アジア証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

18. スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

19. いよぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

20. 光証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

21. ひろぎんウツミ屋証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

22.八幡証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

23. 八十二証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

- 24. 岡地証券株式会社(日本における「販売会社」)
  - (1) 資本金の額

2014年11月末日現在、15億円

(2) 事業の内容

1948年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

(注) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの販売会社であった二浪証券株式会社は、平成27年4月20日 付受益証券販売・買戻契約終了契約書により、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の 販売業務および買戻しの取次業務を終了しました。

## 2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

17. 二浪証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

18.日本アジア証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

19. スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

20.いよぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

21. 光証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

22. ひろぎんウツミ屋証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

23.八幡証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

24.八十二証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

25. 岡地証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

岡地証券株式会社における申込みの取扱いは平成27年2月1日に開始する予定です。

## <訂正後>

(前略)

17.日本アジア証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

18. スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

19. いよぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

20. 光証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

21. ひろぎんウツミ屋証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

22.八幡証券株式会社(日本における「販売会社」)

23. 八十二証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

24. 岡地証券株式会社(日本における「販売会社」)

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

(注) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの販売会社であった二浪証券株式会社は、平成27年4月20日 付受益証券販売・買戻契約終了契約書により、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の 販売業務および買戻しの取次業務を終了しました。